

大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例の一部を改正
する条例のあらまし

- 1 地方公務員法第3条第3項第3号の特別職として位置付けられている非常勤職員について、一部の非常勤職員を除き、特別職から一般職へ位置付けを変更するため、所要の改正を行います。
- 2 四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴い、職員の分限の処分等に関する経過措置を定めます。
- 3 この条例は、平成29年4月1日から施行します。